**公社林林産物売払いに係る一般競争入札参加者選定事務取扱要領**

制定　平成27年9月16日

**（目的）**

**第１**　この要領は、別に定めのあるものを除くほか、公社林林産物売払いに係る一般競争入札参加者の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

**（一般競争入札参加者資格基準）**

**第２**　県内において、木材業及び木材加工業（以下「木材業者」という。）を営む者又は木材業者で組織する協同組合及び法人で一定の資格要件を備え、一般競争入札参加業者として選定され公社林林産物売払一般競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載された者。

**２**　一般競争入札参加資格者の要件は、次のとおりとする。

　(1) 審査基準日（6月1日）において、引き続き２年以上その事業を営んでいること。

ただし、県営林事業に属する林産物の売払契約に係る一般競争等に参加する資格（以下「県営林参加資格」という。）を有している者及び林業労働力の確保の促進に関する法律に基づいて認定された事業体並びに市町村による木材業者の証明書を有している者はこの限りではない。

　(2) 審査基準日の前年度又は前年において、林産物の売払いに関して仕入高があること。

**（一般競争入札参加資格審査申請）**

**第３**　一般競争入札に参加しようとする木材業者等は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

**２**　申請期限は、5月31日とする。ただし、新規に営業を始めた者又は申請期限までに申請をすることができなかった者については、その都度行うことができるものとする。

**３**　申請書（様式１号）には、次の書類を添付するものとする。

　(1) 法人の場合は、登記簿謄本

(2) 個人の場合は、営業証明書

(3) 県営林参加資格を有している場合は、競争参加資格者証の写し

(4) 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づいて認定された事業体は、改善計画認定通知書の写し

(5) 審査基準日直前の最新の決算書又は仕入高を確認できる書類

(6) 暴力団排除に関する誓約書（様式２号）

ただし、(3)を添付する場合はこの限りではない。

**（有資格者名簿への登載等）**

**第４**　理事長は、第３の１による申請があった場合は、暴力団排除に関する誓約書により取得した個人情報を、必要に応じて秋田県警察本部刑事部長（以下「刑事部長」という。）に照会（様式３号）のうえ、次の各号の一に該当する場合を除き、有資格者名簿（様式４号）に登載するものとする。

　(1) 一般競争入札への参加資格要件を有していないとき

　(2) 申請書に虚偽の記載があるとき

　(3) 申請書に重要な記載漏れがあるとき

**２**　資格の有効期間は４年とする。ただし、新たに有資格者名簿に登載された木材業者等の有効期間は、平成27年度を基本として設定する有効期間の終期までとする。

**３**　理事長は、有資格者名簿に登載した場合は、資格確認通知書（様式５号）を交付するものとする。

**（変更の届け出）**

**第５**　有資格者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、変更届（様式６号）を提出するものとする。

　(1) 住所

　(2) 商号又は名称及び電話番号・FAX番号

　(3) 法人の場合は代表者の氏名、個人の場合はその者の氏名

　(4) 営業証明、資格等の状況

(5) 暴力団排除に関する誓約書（様式２号）

ただし、秋田県森林組合連合会、県内各森林組合はこの限りではない。

**２**　理事長は、前項の届出により有資格者名簿に変更があった場合は、名簿を訂正するものとする。

**（入札参加資格の取り消し）**

**第６**　理事長は、入札参加者として適当でなくなったと認めるときは、資格を取り消すことができるものとする。

附則　この要領は、平成27年9月16日より適用する。

附則　平成27年度の申請期限は平成28年1月20日とし、有効期間は平成31年6月30日までとする。